

特定器材マスターの改定について

今般、令和元年度診療報酬改定に伴う材料価格基準改定により、下記のとおり特定器材マスターを公表しましたのでお知らせします。

記

1 改定の概要

詳細については、公表マスターを参照願います。

- (1) 変更（変更区分「5：変更」）
1,133 コード
- (2) 廃止（変更区分「9：廃止」）
2 コード

2 留意事項

酸素及び窒素の価格については、「酸素及び窒素の価格」の告示に合わせて設定する予定です。